

環 企 第 7 4 号

昭和54年5月23日

各 { 都 道 府 県 }
 { 政 令 市 } 衛生主管部（局）家庭用品安全対策主管課長殿

厚生省環境衛生局企画課
家庭用品安全対策室長

家庭用品危害情報制度の協力方依頼について

家庭用品安全対策行政の推進につきましては、平素格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、家庭用品安全対策におきまして、家庭用品による危害情報の多面的な収集を行うことが重要であることはご承知のとおりであり、都道府県（市）における健康被害を伴う苦情相談事例等は情報収集の大きな役割を果たすものであります。

しかしながら、都道府県（市）における家庭用品安全対策は緒について日が浅く、未だ調査研究を要する面が残されております。このため、都道府県（市）の担当者及び家庭用品関係専門家等で構成する研究会を設置し、家庭用品による健康被害の苦情処理にあたつてのあり方、機能分担等について、本年度より調査研究を行うことと致しました。

つきましては、現在すでに苦情処理業務を行っている都道府県（市）にありましては、前記調査研究の参考資料としたいので、苦情の処理方法、結果等関連資料を6月20日までに送付下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、「家庭用品危害情報制度」を別添要旨のとおり、本年5月1日より発足させておりますことを申し添えます。